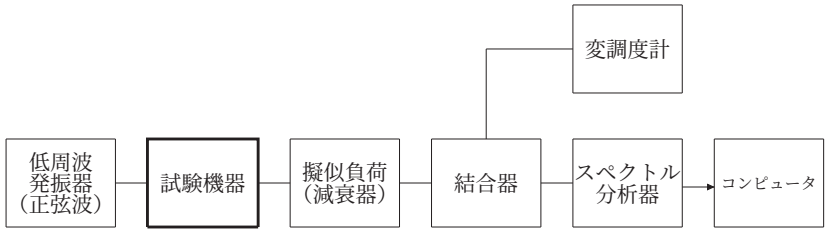
4　測定操作手順
周波数カウンタ又はスペクトル分析器を用いて周波数を測定する。
5　試験結果の記載方法
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

五　占有周波数帯幅
1　測定系統図



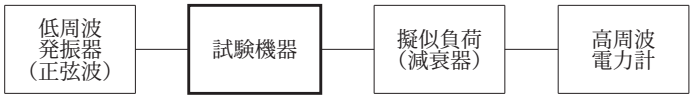
2　測定器の設定等
⑴　変調信号源
低周波発振器は、電圧設定機能及び指示機能を有するものを使用し、発振周波数を1,000Hzに設定する。
⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	５回から10回まで。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない。
検波モード	サンプル

⑶　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して、連続送信状態とする。
⑵　変調信号を十の項の表のとおりとする。
⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態とし、トーン周波数は任意とする。
4　測定操作手順
⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑵　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。
⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。
⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
5　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。
6　その他
変調入力調整器がある場合は、それを最大利得とする。

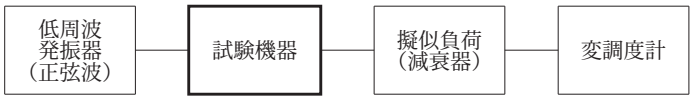
六　スプリアス発射又は不要発射の強度
別表第一の測定方法による。ただし、不要発射測定時の変調条件を十の項の表のとおりとする。なお、スプリアス発射の強度の測定については、隣接チャネル漏えい電力についての測定で代えることができる。

七　空中線電力の偏差
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。
⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して、連続送信状態とする。
⑵　変調状態を十の項の表のとおりとする。
4　測定操作手順
⑴　高周波電力計の零点調整を行う。
⑵　送信する。
⑶　高周波電力計を用いて平均電力を測定する。
5　試験結果の記載方法
空中線電力の絶対値をmW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

八　周波数偏移
1　測定系統図



2　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して、連続送信状態とする。
⑵　変調信号を十の項の表のとおりとする。
⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態とし、トーン周波数は任意とする。
3　測定操作手順
搬送波周波数からの周波数偏移について、＋及び－側の測定を行う。
4　試験結果の記載方法
周波数偏移の最大値について、＋及び－側をkHz単位で記載する。

九　隣接チャネル漏えい電力
1　測定系統図

